

「まちの借金はどうなっているの？」

皆さんの心配に お答えします！

町民の皆さんから寄せられた「町の借金は200億円以上あるそうだが、将来大丈夫なのか。財政破綻して赤字団体になる心配はないのか」という声にお答えします。

このパンフレットを読んで、さらにくわしく知りたいという方は、役場総務課財政係にご遠慮なくお問い合わせください。



みなべ町役場総務課 (TEL72-2015)

合併後、大きな施設の整備が集中する理由

整備が必要な施設は 町民の生活に直結するものばかりです

広報11月号の6～9ページで見ていただいた平成18年度各会計の決算報告は、みなべ町が16年10月に誕生して以来、3回目の報告です。

町の予算額・決算額は、16年度（6か月）が50億円台、17年度と18年度が90億円台と、周辺の町と比較して大きくなっています。

その主な理由として次のような施設の整備があげられます。

建築後数十年がたち老朽化してきた学校や保育所をはじめとする公共施設の整備（南部小学校改築工事、生涯学習センター改修工事など）

旧町村時代から懸案とされてきた地域間交通や産業流通を円滑にするための整備（町道新殿開南部川線、小倉谷地区農免農道の改良工事、砂防・水源確保のため三里峰の山林の取得など）

南海・東南海地震や災害に対応するための防災施設などの整備（防災無線統合デジタル化事業、津波危機管理対策緊急事業、南部小学校舎免震工事、町道新殿開南部川線橋梁新設工事など）

ごみ処理関連施設や下水処理施設

の整備
安全安心な飲用水を供給するための水道関連施設の整備
いずれの施設も町民の生活に直結するものばかりです。

合併後10年間だけ利用できる 合併特例債

合併後にこれらの施設の整備が集中している理由として、次の3点があります。

1 とも早急に対処する必要があります

2 国、県とも財政難のため、この先、市町村への補助金の補助率を引き下げたり、補助金そのものを廃止したりすることが心配される

3 合併特例債（1）を借り入れてくる期間が合併から10年間に限られる（みなべ町は16年度～25年度）

少しでも早く整備するため 有利な起債を利用します

町民の生活に必要な施設を整備したいと願っても、町独自の財源だけではまかなえません。かといって、1～3のような理由から、必要な金が貯まるまで待っていてはとも間に合わないと思われれます。

「18年度末現在の基金（町の貯金）残高は30億9533万円です。なお、

不動産財産として町有林約600ヘクタールがあり、そのうち40～50年生のスギ、ヒノキが植えられた人工林が約300ヘクタールあります」
であれば、今ある財源と補助金、そして、返済金の一部を地方交付税として国がみてくれる有利な起債（借金を借りて、少しでも早く整備しておきたい、これが町の考え方です。また、現在借り入れしている起債は公共施設整備のための建設債であって、単なる赤字債ではありません）

1 国の合併市町村優遇対策として合併した市町村が借り入れできる起債です。毎年の返済金額（元利）の70%を、国が地方交付税に上乗せして交付してくれます。ですから、町が実際に返済しなければならぬのは残りの30%になります。

みなべ町が10年間に借り入れできる総額は、標準全体事業費約55億5000万円の95%、約52億7000万円です。そのうち地方交付税に上乗せされるのは約36億9000万円です。なお、現在まで借り入れた額は18億1370万円（元金のみ）です。

今後も健全な財政運営のため さらに努力し続けます

「借金をして施設の整備をする必要があるのか」という意見もあるでしょう。

しかし、学校や保育所、道路、橋、ごみ処理施設、下水処理施設などは町民の生活に必要不可欠であり、しかも次世代も利用しその恩恵を受けることが確実です。ですから、その整備に必要なお金は、そのときの町民だけに負担してもらおうのではなく、起債を借りるということで、今後の世代にも負担してもらおうのが公平にかなうことになると思われます。

と、いつでも借りるわけでは
ありません。町の主幹産業である梅
関連産業の先行きが不確定で、また
国の三位一体改革によって地方財政
にしわ寄せがきている中、どうして
も必要不可欠な起債だけにしぼりこ
んでいます。返済も、これまで借り
た起債をできるだけ繰上償還した
り、低利な融資への借り換えを行っ
たりしていきます。

また、財政健全化のため、事務的
経費の節減、職員数の計画的縮小な
どを今後もさらに進めていきます。

現在、整備している主な施設



改築中の南部小学校舎
頑丈な免震工事を施しており、地震発生時には地域の避難施設にもなります。完成は今年末の予定です。



東本庄小倉谷地区で行われて
いる農免農道の改良工事



国道424号線の拡幅
工事に合わせて高城滝
地区で行われている町
道滝線改良工事



山内・目津で行われている大目津漁港海岸
津波・高潮危機管理対策緊急工事

同工事は南部漁港でも行われています。完成
年度は大目津漁港が平成22年度、南部漁港が21
年度の予定です。



町道新殿開南部川線の橋梁新設工事
(右岸・山内側から)

現在、山内の新福寺付近や対岸の町民グラ
ウンド近くで橋梁建設工事を行っています。
この橋が完成（平成21年度予定）すると、地域
間の交流がより促進され、また災害時には重
要な通路となります。

経常収支比率と実質公債費比率が高いのは、町民の生活に直結する事業を積極的に行っているからです

「この町の財政はどうなっているの？隣の町と比べてどうなの？」。市区町村の財政状況を比較する主な指標に、経常収支比率と実質公債費比率があります。

町の経常収支比率は92・8%

経常収支比率は、町税や地方交付税など町が自由に使える一般財源の中で、人件費や物件費、扶助費、公債費(借金の返済金)など必ず払わなければならないお金がどれくらいを割合を占めるかという指標です。

この比率が低いほど財政に余裕があることになり、通常、市区町村は70〜75%に収まるのが望ましいとされていますが、国の三位一体政策による地方交付税削減などの影響から、全国市区町村の平成17年度平均は90・2%となつています(みなべ町は90・1%でした)。ちなみに75%以下の市区町村は全国1845団体中、61団体(3・3%)です。平成18年度の町の比率は92・8%でした。これは公債費が前年度より増額したことが主な原因ですが、前年度より高くなったことで余裕が少なくなつたといえます。

町の実質公債費比率は22・1%

実質公債費比率は、18年度から地方債の発行が許可制から協議制へ移行されたことに伴って新しく導入された比率です。

導入までは、普通会計分の公債費のみを対象にして算出した起債制限比率が主に用いられていました。(ちなみに18年度決算を基に算出した町の起債制限比率は14・2%です)

新しい導入によって、17年度決算から、特別会計・企業会計の公債費(2)、南紀用水償還金(島之瀬ダムと幹線水路分)、一部事務組合への負担金など(3)も加えて計算し、町全体の公債費の割合を示すように変更されました。

実質公債費比率が18%を超えると公共事業の財源として町債を借りるとき知事の許可が必要となります。(18%未満なら知事に協議すれば原則として自由に町債が借り入れられます)25%を超えると国が定めた一定の事業について借り入れができなくなり、35%を超えると借り入れできなくなる事業が増えます。

このように町債は国と県の監督下に置かれており、むやみに借り入れすることができない仕組みになって

います。

18年度決算を基に算出された町の比率は22・1%でした。また、17年度決算から算出された町の比率は21・1%、県内町村平均は14・4%でした。

実質公債費比率が高いのは「町債を多く返済している」ということで

- 2 農業集落排水事業(上南部・岩代地区分)特別会計、公共下水道事業(岩代を除く旧南部町分)特別会計、簡易水道事業(旧南部川村分)特別会計、水道事業(旧南部町分)会計の公債費です。
- 3 町が加入している次の一部事務組合へ払う負担金などの中に、各組合が借り入れた起債の返済金に充てられる分があることから、町の公債費としてみなされるようになりました。御坊日高老人福祉施設事務組合(特別養護老人ホーム・ときわ寮) 田辺市周辺衛生施設事務組合(し尿処理施設・清浄館) 日高広域消防事務組合(常備消防、消防車・救急車) 紀南総合病院組合(新病院の建設費と医療機器)

すが、みなべ町の場合は、町債を有効に利用して町民の生活に直結する事業をたくさん積極的に行ってきており、現在も行ってから多く返済しているのです。実質公債費比率や経常収支比率は一つの指標であり、「だから町の財政が悪い、破綻する」ということではありません。

町債残高は244億6千万円余、実際に町の負担となる返済額は96億円

18年度末現在、普通会計・特別会計・水道事業会計・南紀用水償還金・一部事務組合負担金の町債の合計は244億6136万円(元金のみ)と

なっています。これらは、旧町村時代から小中学校の整備、道路・橋梁の整備、図書館の建設、ごみ処理施設の整備、下水道施設の整備、役場庁舎建築などのために借り入れられてきたものです。返済は計画的に行っていますが、一般財源、つまり町のお金(税金だ

けで全額を返済しなければならぬというわけではありません。というのは、町債の多くは、国が返済金(元利とも)の一部を地方交付税に上乗せして交付してくれる制度を有効に利用しているからです。また、水道事業会計のように水道使用料金を返済に充てられるものもあります。

この地方交付税入分と使用料金等充当分を差し引くと、18年度末現在、実際の返済必要額は96億660万9千円(元金のみ)になります。

これらを図に表したのが上の表1です。なお、各会計の町債残高、交付税算入額、実質一般財源額などをさらに詳しく記載した一覧表は裏面(最終ページ)をご覧ください。

今後の町債返済・借入計画

19年度〜23年度普通会計の町債の返済・借入れ計画(見込み)は、表2のようになっています。なお、普通会計のうち住宅新築資金等貸付事業特別会計は返済のみで借入れは行いません。

特別会計も同じく返済と借入れを行っていきませんが、農業集落排水事業特別会計は借入れを行う予定はありません。また、南紀用水償還分は24年度で終了する予定です。

表1

平成18年度末会計別町債現在高(元金のみ)

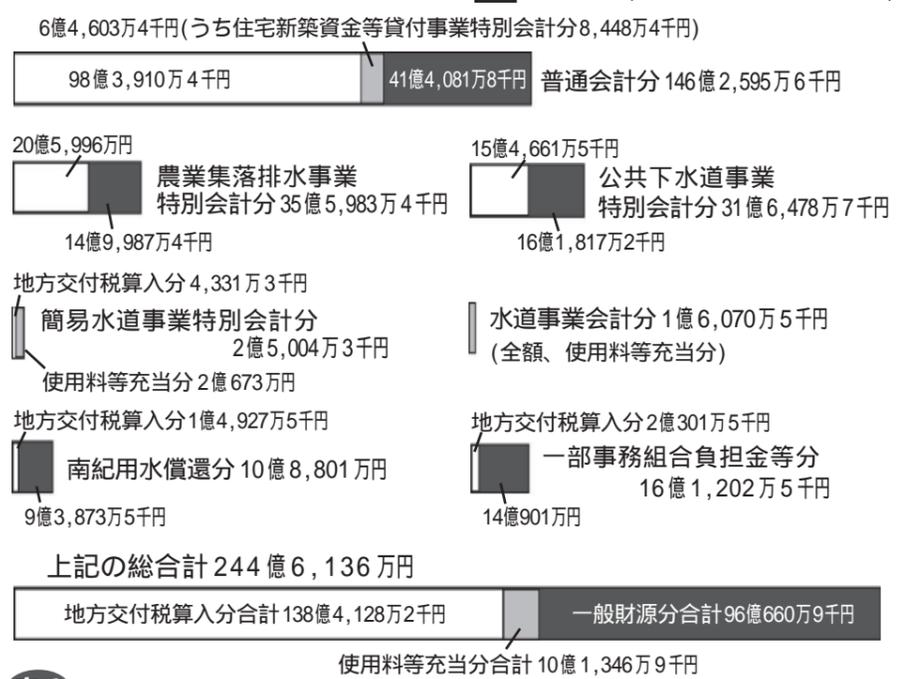
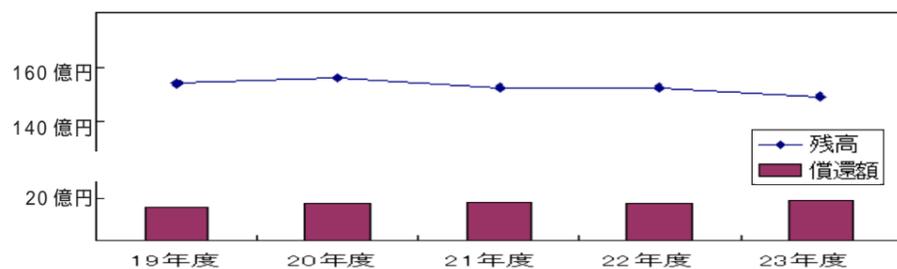


表2

普通会計 平成19年度〜23年度町債の償還額・借入額・残高(見込み)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
償還額	15億8,263万9千円	18億1,917万7千円	18億3,892万4千円	17億9,717万9千円	18億9,985万4千円
(うち元金)	13億2,846万9千円	15億6,630万4千円	15億9,548万6千円	15億6,556万5千円	16億7,365万5千円
(うち利子)	2億5,417万円	2億5,287万3千円	2億4,343万8千円	2億3,161万4千円	2億2,619万9千円
借入額	20億8,760万円	17億9,620万円	12億3,170万円	15億3,880万円	13億4,460万円
残高	153億8,508万7千円	156億1,498万3千円	152億5,119万7千円	152億2,443万2千円	148億9,537万7千円



平成18年度末各会計等別町債現在高・地方交付税算入額・実質一般財源額

各会計・南紀用水償還金・一部事務組合の別		平成18年度末町債残高	平成18年度末町債残高の内訳					
			地方交付税算入額	算入率	使用料等充充分	充当率	実質一般財源額	実質負担率
普通会計	*一般公共事業債	12億9,238万4千円	8億3,153万3千円	64.3%	-	-	4億6,085万1千円	35.7%
	*一般単独事業債	63億7,216万7千円	38億4,826万1千円	60.4%	-	-	25億2,390万6千円	39.6%
	うち合併特例債	18億1,370万円	12億6,959万円	70.0%	-	-	5億4,411万円	30.0%
	公営住宅建設事業債	2億6,735万2千円	8,108万8千円	30.3%	-	-	1億8,626万4千円	69.7%
	学校教育施設等整備事業債	7億3,086万5千円	4億8,086万2千円	65.8%	-	-	2億5,000万3千円	34.2%
	*辺地対策事業債	11億8,075万4千円	9億4,460万3千円	80.0%	-	-	2億3,615万1千円	20.0%
	災害復旧事業債	2億4,534万円	2億2,320万7千円	91.0%	-	-	2,213万3千円	9.0%
	一般廃棄物処理事業債	2,061万5千円	1,248万円	60.5%	-	-	813万5千円	39.5%
	*財源対策債	7億3,939万円	7億9,354万9千円	107.3%	-	-	5,415万9千円	-
	*臨時財政特例債	5,747万1千円	1億4,959万7千円	260.3%	-	-	9,212万6千円	-
	*減税補填債	3億4,836万円	4億739万9千円	116.9%	-	-	5,903万9千円	-
	*臨時税収補填債	5,274万6千円	5,434万7千円	103.0%	-	-	160万1千円	-
	*臨時財政対策債	20億727万円	20億1,217万8千円	100.2%	-	-	490万8千円	-
	*調整債	1,221万円	-	-	-	-	1,221万円	100.0%
	県貸付金	6億3,437万2千円	-	-	-	-	6億3,437万2千円	100.0%
	*観光その他事業債	5億6,155万円	-	-	5億6,155万円	100.0%	-	-
	公有林整備事業債	1,862万6千円	-	-	-	-	1,862万6千円	100.0%
一般会計町債合計	145億4,147万2千円	98億3,910万4千円	67.7%	5億6,155万円	3.8%	41億4,081万8千円	28.5%	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,448万4千円	-	-	8,448万4千円	100.0%	-	-	
普通会計分合計	146億2,595万6千円	98億3,910万4千円	67.3%	6億4,603万4千円	4.4%	41億4,081万8千円	28.3%	
特別会計等	農業集落排水事業特別会計	35億5,983万4千円	20億5,996万円	57.9%	-	-	14億9,987万4千円	42.1%
公共下水道事業特別会計	31億6,478万7千円	15億4,661万5千円	48.9%	-	-	16億1,817万2千円	51.1%	
簡易水道事業特別会計	2億5,004万3千円	4,331万3千円	17.3%	2億673万円	82.3%	-	-	
水道事業会計	1億6,070万5千円	-	-	1億6,070万5千円	100.0%	-	-	
各会計分合計	217億6,132万5千円	134億8,899万2千円	62.0%	10億1,346万9千円	4.7%	72億5,886万4千円	33.3%	
南紀用水償還金	10億8,801万円	1億4,927万5千円	13.7%	-	-	9億3,873万5千円	86.3%	
一部事務組合	御坊日高老人福祉施設事務組合	1億7,817万3千円	405万円	2.3%	-	-	1億7,412万3千円	97.7%
田辺市周辺衛生施設事務組合	3億7,087万5千円	1億9,802万円	53.4%	-	-	1億7,285万5千円	46.6%	
日高広域消防事務組合	5,078万2千円	94万5千円	1.9%	-	-	4,983万7千円	98.1%	
紀南総合病院組合	10億1,219万5千円	-	-	-	-	10億1,219万5千円	100.0%	
一部事務組合合計	16億1,202万5千円	2億301万5千円	12.6%	-	-	14億901万円	87.4%	
総合計	244億6,136万円	138億4,128万2千円	56.6%	10億1,346万9千円	4.1%	96億660万9千円	39.3%	

*一般公共事業債

基本的に国庫補助金の対象となる公共事業を行う際、事業費から補助金を引いた町負担分に対する貸付制度資金です。(海岸保全、漁港整備、フルーツラインなど)

*一般単独事業債

基本的に国庫補助金の対象とならない公共事業を行う際に借り入れる起債です。但し、合併特例債は国庫補助金の対象であっても分類上、この区分になっています。(町道新殿開南部川線改良工事、地域公共ネット整備、小目津公園整備など)

*辺地対策事業債

辺地に認定された清川・高城・東西岩代の一部などで公共事業を行う際に借り入れる制度資金です。(町道名之内線改良工事、高城保育所改築工事など)

*財源対策債

他の事業債と合わせて借り入れる起債。減額()になっているのは、過去に一部繰上償還を行いました。地方交付税には返済分が本来の償還満期年度まで上乗せされているためです。

*臨時財政特例債 *減税補填債

*臨時税収補填債 *臨時財政対策債

いずれも税収、補助金や交付税などの不足分を補うものとして設けられている制度資金です。減額()になっているのは、返済額全額が地方交付税に上乗せされ、また、財源対策債と同様、過去に一部繰上償還を行ったが地方交付税に本来の償還満期年度まで上乗せされているものがあるためです。

*調整債

昭和60年～平成4年の間、国庫補助金の補助率が減少されたため、その不足分を補うために設けられている制度資金です。

*観光その他事業債

国民宿舎紀州路みなべの改修工事などを行うために借り入れしました。返済金には国民宿舎の営業利益を充てています。

なお、他の使用料等充充分は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が資金利用者からの返済金を、簡易水道事業特別会計と水道事業会計が水道使用料金を充てています。